

歯科口腔外科診療に係る医療安全・院内感染対策

- 医療安全管理対策，院内感染対策，医薬品業務手順等に係る指針等の作成

- 医療安全対策・院内感染対策に係る研修の受講ならびに従事者への研修の実施

- 安全・安心な歯科医療環境を提供するための装置・器具等の設置

設置装置：AED，パルスオキシメーター，酸素，血圧計，救急蘇生セット，歯科用吸引装置

- 医療機器の洗浄・滅菌の徹底による院内感染防止対策

口腔内で使用する歯科医療機器等の患者ごとの交換，専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理の徹底
歯科用吸引装置による歯の切削や義歯の調整時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境の確保

- 緊急時に対応できるよう、院内各診療科との連携

* 当歯科口腔外科外来では，安全で安心できる歯科外来診療の環境設備について，厚生労働大臣の定める施設基準に適合し，「歯科外来診療医療安全対策加算 2 および歯科外来診療感染対策加算 3」を算定しています。

医療安全・院内感染対策についてご不明な点がございましたら，患者相談窓口までおたずねください。

国立病院機構 渋川医療センター
歯科口腔外科 外来

参考

歯科外来診療医療安全対策加算２の施設基準

- １． 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に適合し、地方厚生局長等に届け出済みの保険医療機関であること
- ２． 医療安全対策研修を修了した常勤の歯科医師が１名以上配置されていること
- ３． 歯科医師が複数名配置されていること、または歯科医師１名以上＋歯科衛生士または看護職員１名以上が配置されていること
- ４． 歯科外来診療部門に医療安全管理者が配置されていること
- ５． 緊急時対応の体制が整備されていること
- ６． 医療安全対策に関する体制が十分に整備されていること
- ７． 医療安全対策に関する院内掲示を行っていること
- ８． 上記掲示事項を原則としてウェブサイトにも掲載していること。

歯科外来診療感染対策加算３の施設基準

- １． 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に適合し、地方厚生局長等に届け出済みの保険医療機関であること
- ２． 歯科医師が複数名配置されていること
または、歯科医師１名以上＋歯科衛生士または看護職員１名以上が配置されていること
- ３． 歯科外来診療部門に院内感染管理者が配置されていること
- ４． 院内感染防止対策に関する体制が十分に整備されていること